

山梨県公報

号外第二十四号

平成二十三年

三月二十八日

月 曜 日

目 次

山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例	六
山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例	七
山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	九
山梨県部等設置条例の一部を改正する条例	一
山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例	一
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
山梨県情報公開条例の一部を改正する条例	二
山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	三
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	四
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	四
山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	五
山梨県立自然公園条例及び山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例	六
山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	二
山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	二
山梨県新しい公共支援基金条例	三
山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	三
山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例	三
山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	三
山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例	三
山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例	三
山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	三
山梨県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例	三
山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例	四

条例のあらまし

- 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例(条例第二号)(児童家庭課)
- 1 虐待を受けた児童、発達障害者等に対する診療及び支援等を行い、もってこれらの者の福祉の増進を図るため、こころの発達総合支援センターを設置することとした。
 - 2 こころの発達総合支援センターについて次の事項を定めることとした。
 - (一) 名称 山梨県立こころの発達総合支援センター
 - (二) 位置 甲府市
 - (三) 職員 所長、医師その他の職員を置くこととした。
 - (四) 業務
 - (1) 児童虐待を受けた児童、発達障害者その他社会生活への適応のために診療又は支援を受けることが必要であると知事が認める者の診療
 - (2) 発達障害者支援法第十四条第一項各号に掲げる業務
 - (3) 児童虐待を受けた児童等及びその家族に対する相談及び助言(2)に掲げるものを除く。
 - (4) 児童虐待を受けた児童等の福祉に関する知識の普及及び調査研究(2)に掲げるものを除く。
 - (5) 児童虐待を受けた児童等の福祉に関する業務を行う関係機関に対する支援及び当該関係機関との連絡調整(2)に掲げるものを除く。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務
 - (五) 休日
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 十二月二十九日から翌年一月三日まで(2)に掲げる日を除く。
 - (4) その他知事が必要と認める日
 - (5) (4)にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができることとした。
 - (六) 手数料

区分	金額

<p>一 診療に係る手数料</p>	<p>健康保険法第七十六条第二項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額</p>
<p>二 普通診断書の交付に係る手数料</p>	<p>一通につき一、二六〇円</p>
<p>三 年金、保険等の請求又は受給に要する診断書の交付に係る手数料</p>	<p>一通につき三、五七〇円</p>
<p>四 証明書（診療報酬明細証明書を除く。）の交付に係る手数料</p>	<p>一通につき一、二六〇円</p>
<p>五 診療報酬明細証明書の交付に係る手数料</p>	<p>一通につき四、九三〇円</p>
<p>六 前各号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>実費を基準として知事の定める額</p>

(七) その他必要な事項

3 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（条例第三号）（観光資源課）

1 富士山を来訪する観光旅行者の利便の増進を図るとともに、富士北麓地域の観光の振興に資するため、富士北麓駐車場を設置することとした。

2 富士北麓駐車場の名称及び位置は、次のとおりとすることとした。

(一) 名称 山梨県立富士北麓駐車場
位置 富士吉田市

3 山梨県立富士北麓駐車場の施設の種類の種類は、次のとおりとすることとした。

(一) 第一駐車場
(二) 第二駐車場
(三) 第三駐車場
(四) 第四駐車場

<p>4 山梨県立富士北麓駐車場の管理について次の事項を定めることとした。</p> <p>(一) 休業日 (二) 駐車場の許可等 (三) 行為の禁止 (四) 行為の許可等 (五) 利用の制限等 (六) 駐車料金等 (1) 駐車料金</p>	<p>(六) 観光案内所 (五) バス乗降場</p>	<p>一、 円を超えない範囲内において駐車場の利用の状況を勘案して知事が定める額</p>
<p>(2) 使用料</p> <p>区分</p> <p>一 物品の販売、募金その他これらに類する行為</p> <p>二 業としての写真の撮影</p> <p>三 業としての映画の撮影その他これに類する行為</p> <p>四 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（次に掲げるものを除く。）</p>	<p>単位</p> <p>一日</p> <p>写真機一台一日</p> <p>一日</p> <p>一平方メートル一日</p>	<p>金額</p> <p>六円</p> <p>六円</p> <p>一四、六円</p> <p>一一円</p>

五 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(入場料金を徴収しない場合に限る。)	一平方メートル一日	八円
六 駐車場以外の場所における催しに係る臨時の駐車施設としての使用(次項に掲げるものを除く。)	一平方メートル一日	一円
七 駐車場以外の場所における催しに係る臨時の駐車施設としての使用(当該催しが入場料金を他の料金を徴収しないものである場合に限る。)	一平方メートル一日	八円

備考 物品の販売、募金その他これらに類する行為のために仮設工作物を設ける場合において、一平方メートル一日当たり四四円を徴収する。

(七) その他必要な事項

5 知事が指定する日における自動車の駐車については、当分の間、許可を要しないものとすることとした。

6 この条例は、平成二十三年七月一日から施行することとした。

山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第四号)
(警察本部組織犯罪対策課)

1 次の条例について、暴力団の排除のための規定を設けることとした。

(一) 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例

(二) 山梨県モーターボート業適正化条例

(三) 山梨県屋外広告物条例

(四) 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例

2 1の各条例について、次の規定を設けることとした。

(一) 申請者等が暴力団員である場合は、許可等を行わないこととする。

(二) 知事は、許可等に当たって申請者等が暴力団員等であるか否かについて、警察本部長に対し情報の提供を求めることができるとする規定を設けることとする。

(三) 警察本部長は、(二)のほか、申請者等が暴力団員等であると認める場合は、知事に情報を提供することができることとする。

3 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

山梨県等設置条例の一部を改正する条例(条例第五号)(行政改革推進課)

1 リニア中央新幹線の建設をより一層促進するため等のためリニア交通局を設置するとともに、県内経済の活性化に向けて商工労働部の機能強化を図るため商工労働部の名称を産業労働部に改めることとした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第六号)
(生涯学習文化課)

1 県民文化ホールに映像プロジェクターを設置することに伴い、利用料金限度額を一式六千九百三十円とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)(市町村課)

1 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。

(一) 地方自治法

(二) 土地改良法

(三) 採石法

(四) 母子及び寡婦福祉法

(五) 母子保健法

(六) 砂利採取法

(七) 公有地の拡大の推進に関する法律

(八) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及び同法施行令

(九) 国民生活安定緊急措置法及び同法施行令

(十) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(十一) 不動産登記法及び国有財産法施行令

(十二) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第八号)(私学文書課)

1 山梨県情報公開条例に基づく附属機関の効率的な運営を行うため、山梨県情報公開審査会と山梨県情報公開制度運営委員会を統合することとした。

2 この条例の施行の日の前日において現に山梨県情報公開審査会の委員に任命されている者の任期は、山梨県情報公開条例第二十三条第四項の規定にかかわらず、同日までとすることとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

1 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第九号）（市町村課）
県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、次の法律及び条例に基づく事務のうち住民基本台帳ネットワークシステムを活用して住民票の記載等に係る本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。

(一) 火薬類取締法

(二) 地方税法

(三) 探石法

(四) 山梨県恩給条例

(五) 山梨県県税条例

(六) 山梨県看護職員修学資金貸与条例

(七) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

(八) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

(九) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

(十) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

(十一) 砂利採取法

(十二) 山梨県心身障害者扶養共済条例

(十三) 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例

(十四) 山梨県営住宅設置及び管理条例

(十五) 山梨県医師修学資金貸与条例

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

1 山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十号）（人事課）

警察活動の強化を図るため、警察官の定数を千六百二十七人から千六百三十四人に引き上げることとした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（人事課）

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員に係る給与の支給割合の改定に鑑み、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給割合を百分の七十未満に設定することができることとした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

1 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（環境整備課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に鑑み、新たに次の手数料を定めることとした。

(一) 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定申請手数料 三万三千元

(二) 同更新申請手数料 二万円

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

1 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（障害福祉課）

山梨県立青い鳥福祉センターについて、障害者自立支援法に基づくサービスを提供するため、次の改正を行うこととした。

(一) 青い鳥福祉センターの性格を老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の総合福祉施設とすることとした。

(二) 青い鳥福祉センターは、次の事業に関する業務を行うこととした。

(1) 老人福祉法第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う事業

(2) 特定施設入居者生活介護を行う事業

(3) 介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業

(4) 生活介護を行う事業

(5) 短期入所を行う事業

(6) 施設入所支援を行う事業

(三) (二)及び(3)の事業を利用した者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を利用料金として納付しなければならないこととした。

(四) (2)から(6)までの事業を利用した者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額を利用料金として納付しなければならないこととした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

1 山梨県立自然公園条例及び山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（みどり自然課）

山梨県立自然公園条例の一部改正

1 山梨県立自然公園の特別地域内において知事の許可を要する行為に、当該地域が本来の生息地又は生育地でない動植物を放出すること等を追加することとした。

1 山梨県立自然公園条例の一部改正

(一) 山梨県立自然公園の特別地域内において知事の許可を要する行為に、当該地域が本来の生息地又は生育地でない動植物を放出すること等を追加することとした。

(三) 公園事業の執行について監督を強化することとした。
(三) 罰則の新設を行うこととした。

2 山梨県立自然環境保全条例の一部改正

(一) 自然環境保全地区の特別地区内において知事の許可を要する行為に、当該地域が本来の生息地又は生育地でない動植物を放出すること等を追加することとした。
(二) 罰金の額を引き上げることとした。

3 この条例は、平成二十三年七月一日から施行することとした。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例(条例第十五号)(工商企画課)

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めることとした。

2 廃棄する機器に係る使用料を削ることとした。

3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十六号)(建築住宅課)

1 住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を供給するため、準特定優良賃貸住宅の名称及び位置を追加することとした。

2 富士吉田団地を廃止することとした。

3 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

山梨県新しい公共支援基金条例(条例第十七号)(県民生活・男女参画課)

1 県民及び民間の団体が地域における課題の解決を図る目的をもって県又は市町村と協働して行う活動を支援するため、山梨県新しい公共支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。

4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

6 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第十八号)(消費者安全・食育推進課)

1 地方消費者行政活性化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第十九号)(児童家庭課)

1 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業が拡充されたことに伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 基金の対象事業に児童虐待の防止対策の強化を図るための事業を加えることとした。

(二) (一)の事業については、他の事業に係る経理と区分して整理することとした。

(三) (一)の事業については、平成二十三年度末で精算し、残額があるときは、国庫に納付することとした。

(四) 保育サービス等の充実のための事業及び地域における子育て支援のための事業に係る経理について、精算期日を平成二十二年末から平成二十三年度末に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第二十号)(障害福祉課)

1 地域自殺対策緊急強化交付金に基づく基金事業が拡充されたことに伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 基金の対象事業にうつ病医療体制を強化するための事業を加えることとした。

(二) (一)の事業については、他の事業に係る経理と区分して整理することとした。

(三) (一)の事業については、平成二十三年度末で精算し、残額があるときは、国庫に納付することとした。

(四) 条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二十一号)(医務課)

1 医療施設耐震化臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)(健康増進課)

1 妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二十三号)
(労政雇用課)

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例**(条例第二十四号)(農村振興課)
- 1 中山間地域等直接支払交付金の交付方式の変更に伴い、山梨県中山間地域等直接支払基金条例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成二十三年三月三十一日から施行することとした。
- 山梨県議会設置条例の一部を改正する条例**(条例第二十五号)(議会)
- 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例をここに公布する。
平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二号

山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 虐待を受けた児童、発達障害者等に対する診療及び支援等を行い、もってこれらの者の福祉の増進を図るため、こころの発達総合支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 こころの発達総合支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立こころの発達総合支援センター

位置 甲府市

(職員)

第三条 山梨県立こころの発達総合支援センター(次条、第五条第一項及び第六条において「センター」という。)に所長、医師その他の職員を置く。

(業務)

第四条 センターは、次の業務を行う。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第一条に規定する

児童虐待を受けた児童、発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者その他社会生活への適応のために診療又は支援を受けることが必要であると知事が認める者(以下この条において「児童虐待を受けた児童等」という。)の診療

- 二 発達障害者支援法第十四条第一項各号に掲げる業務
- 三 児童虐待を受けた児童等及びその家族に対する相談及び助言(前号に掲げるものを除く。)
- 四 児童虐待を受けた児童等の福祉に関する知識の普及及び調査研究(第二号に掲げるものを除く。)
- 五 児童虐待を受けた児童等の福祉に関する業務を行う関係機関に対する支援及び当該関係機関との連絡調整(第二号に掲げるものを除く。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務(休館日)

第五条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年一月三日まで(前号に掲げる日を除く。)
- 四 その他知事が必要と認める日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

(手数料)

第六条 センターにおいて診療を受け、又は診断書若しくは証明書の交付を受ける者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

診療に係る手数料	区 分	金 額
一		健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百九十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要す

	る費用の額の算定に関する基準により算定した額
二 普通診断書の交付に係る手数料	一通につき一、二六〇円
三 年金、保険等の請求又は受給に要する診断書の交付に係る手数料	一通につき三、五七〇円
四 証明書（診療報酬明細証明書を除く。）の交付に係る手数料	一通につき一、二六〇円
五 診療報酬明細証明書の交付に係る手数料	一通につき四、九三〇円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	実費を基準として知事の定める額

（手数料の減免）

第七条 知事は、公益上その他必要があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（山梨県児童相談所手数料条例の廃止）

2 山梨県児童相談所手数料条例（平成十八年山梨県条例第二号）は、廃止する。

（山梨県児童相談所手数料条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前の山梨県中央児童相談所及び山梨県都留児童相談所における前項の規定による廃止前の山梨県児童相談所手数料条例第二条の規定による手数料については、なお従前の例による。

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例

（設置）

第一条 富士山を来訪する観光旅行者の利便の増進を図るとともに、富士北麓地域の観光の振興に資するため、富士北麓駐車場を設置する。

（名称及び位置）

第二条 富士北麓駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立富士北麓駐車場

位置 富士吉田市

（施設の種類の）

第三条 山梨県立富士北麓駐車場（以下「駐車場」という。）の施設の種類のは、別表第一に掲げるとおりとする。

（休業日）

第四条 駐車場の休業日は、十二月一日から翌年三月三十一日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休業日を変更することができる。

（駐車場の許可等）

第五条 第一駐車場、第二駐車場、第三駐車場又は第四駐車場に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車をいい、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車を除く。以下同じ。）を駐車しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第二に定める駐車料金を納付しなければならない。（行為の禁止）

第六条 駐車場において、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

一 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。

二 木竹の伐採、植物の採取その他これらに類する行為をすること。

三 土地の形質を変更すること。

四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

五 貼紙又は貼札をすること。

六 ごみの投棄その他不衛生な行為をすること。

七 たき火等火災の発生するおそれのある行為をすること。

八 立入禁止区域に立ち入ること。

九 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。

十 テントその他の仮設工作物を設けること。

十一 バス乗降場に自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条の旅客自動車運送事業の事業用自動車を除く。）を停車し、又は駐車すること。

（行為の許可等）

第七条 駐車場において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

二 業として写真の撮影又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。

三 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

四 駐車場以外の場所における催しに係る臨時の駐車施設としての使用をすること。

2 知事は、前項の許可に駐車場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 第一項の許可を受けた者は、別表第三に定める使用料を納付しなければならない。

4 第五条第一項の規定は、第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の許可に係る場所への自動車の駐車については、適用しない。

（利用の制限等）

第八条 知事は、駐車場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を拒むことができる。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第五条第一項若しくは前条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは前条第二項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

一 第六条又は前条第一項の規定に違反した者

二 前条第二項の条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者

四 前三号に掲げる者のほか、駐車場の管理に支障があると認められる行為をした者

（駐車料金等の還付）

第九条 既に納付した駐車料金又は使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車料金等の免除）

第十条 知事は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

（知事が指定する日における駐車場の許可の特例）

2 第五条第一項の規定にかかわらず、知事が指定する日における同項に規定する施設への自動車の駐車については、当分の間、同項の許可を要しないものとする。

別表第一（第三条関係）

一 第一駐車場

二 第二駐車場

三 第三駐車場

四 第四駐車場

五 観光案内所

六 バス乗降場

別表第二（第五条関係）

区 分	単 位	金 額
自動車	一台一回につき	一、円を超えない範囲内において駐車場の利用の状況を勘案して知事が定める額

別表第三（第七条関係）

区 分	単 位	金 額
一 物品の販売、募金その他これらに類する行為	一日	六 円
二 業としての写真の撮影	写真機一台一日	六 円
三 業としての映画の撮影	一日	一四、六 円

その他これに類する行為		
四 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(次項に掲げるものを除く。)	一平方メートル一日	一一円
五 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(入場料金を徴収しない場合に限る。)	一平方メートル一日	八円
六 駐車場以外の場所における催しに係る臨時の駐車施設としての使用(次項に掲げるものを除く。)	一平方メートル一日	一一円
七 駐車場以外の場所における催しに係る臨時の駐車施設としての使用(当該催しが入場料金その他の料金を徴収しないものである場合に限る。)	一平方メートル一日	八円

備考 物品の販売、募金その他これらに類する行為のために仮設工作物を設ける場合においては、一平方メートル一日当たり四四円を徴収する。

山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四号

山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県「ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十号)」の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。
十 事業主が次のいずれにも該当しないこと。

イ 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第一条第三号に規定する暴力団員等(八において単に「暴力団員等」という。)

ロ 法人でその役員のうちイに該当する者のあるもの
ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十九条を第三十一条とし、第二十条から第二十八条までを二条ずつ繰り下げ、第十九条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十条 知事は、事業主が第六条第一項第十号イから八までの規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

(知事への情報提供)

第二十一条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により事業主が第六条第一項第十号イから八までの規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県モーターボート業適正化条例の一部改正)

第二条 山梨県モーターボート業適正化条例(昭和五十二年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の適用を受ける船舶」を「第二条第四項に規定する旅客船」に改める。

第七条第一項中、「第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過していない者である場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過していない者

二 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(第四号において「暴力団員等」という。)

三 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十一条を第二十三条とし、第十七条から第二十条までを二条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十七条 知事は、登録の申請者が第七条第一項第二号から第四号までの規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

(知事への情報提供)

第十八条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により登録の申請者が第七条第一項第二号から第四号までの規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第三条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第四十一条」に、「第四十条 第四十二条」を「第四十二条 第四十四条」に、「第四十三条 第四十七条」を「第四十五条 第四十九条」に改める。

第五条第二項中「第四十一条第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第三十条第一項中第七号を第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第三十条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(第八号において単に「暴力団員等」という。)

第三十八条第一項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

第四十七条を第四十九条とし、第四十三号から第四十六号までを二条ずつ繰り下げ、

第四章中第四十二条を第四十四条とし、第四十一条を第四十三条とし、第四十条を

第四十二条とし、第三章中第三十九条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第四十条 知事は、登録申請者又は屋外広告業者(これらの者が次に掲げる場合に該当するとき)、当該各号に定める者を含む。次条において同じ。)が第三十条第一項第五号又は第八号の規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第三十条第一項第六号の未成年者である場合 その法定代理人

二 法人である場合 その役員

(知事への情報提供)

第四十一条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により登録申請者又は屋外広告業者が第三十条第一項第五号又は第八号の規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

別表第二中「第四十一条関係」を「第四十三条関係」に改める。

(山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号下中「二」を「ホ」に改め、同号トを同号チとし、同号ハ中「二」を「ホ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「二」を「ホ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(リにおいて単に「暴力団員等」という。)

第九条第一項第一号に次のように加える。

リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十九条第一項第一号及び第七号中「ト」を「リ」に改める。

第二十八条を第三十条とし、第二十一条から第二十七条までを二条ずつ繰り下げ、第二十一条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十二条 知事は、申請者又は第六条の許可を受けた者(これらの者が次に掲げる場合に該当するとき)、当該各号に定める者を含む。次条において同じ。)が第九条第一項第一号ホ又はリの規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第九条第一項第一号への未成年者である場合 その法定代理人

二 法人である場合 その役員又は規則で定める使用人

三 個人である場合 規則で定める使用人

(知事への情報提供)

第二十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により申請者又は第六条の許可を受けた者が第九条第一項第一号ホ又はリの規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第六条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる造成事業に係る知事との協議について適用し、同日前に行われた造成事業に係る知事との協議については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の山梨県モーターボート業適正化条例第七条第一項の規定は、施行日以後に行われるモーターボート業の登録の申請について適用し、同日前に行われたモーターボート業の登録の申請については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の山梨県屋外広告物条例第三十条第一項の規定は、施行日以後に行われる屋外広告業の登録の申請について適用し、同日前に行われた屋外広告業の登録の申請については、なお従前の例による。

5 第四条の規定による改正後の山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第九条第一項の規定は、施行日以後に行われる土砂の埋立て等の許可、土砂の埋立て等の変更の許可及び土砂の埋立て等の事業の全部の譲渡に係る許可の申請について適用し、同日前に行われたこれらの許可の申請については、なお従前の例による。

山梨県等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五号

山梨県等設置条例の一部を改正する条例

山梨県等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 リニア交通局

(一) リニア中央新幹線の建設の促進に関する事項

(二) 交通政策の企画及び調整に関する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(山梨県中小企業調停審議会条例の一部改正)

2 山梨県中小企業調停審議会条例（昭和三十四年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県公報号外 第二十四号 平成二十三年三月二十八日

山梨県条例第六号

山梨県知事 横内正明

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例
山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第四号の表プロジェクトの項中「プロジェクト」を「オーバーヘッドプロジェクト」に改め、同項の次に次のように加える。

映像プロジェクト

一式

六、九三〇円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「昭和町」を「身延町 富士川町 昭和町」に改める。

第二条の表一の二の項中「甲斐市」を「北杜市 甲斐市」に、「昭和町」を「富士川町 昭和町」に改める。

第二条の表六の二の項中「中央市」を「中央市 市川三郷町」に、「南部町」を「南部町 富士川町」に改める。

第二条の表十の二の項中「忍野村」を「富士川町 忍野村」に改める。

第二条の表十五の四の項中「富士川町 早川町」を「早川町 身延町 富士川町」に、「小菅村」を「小菅村 丹波山村」に改める。

第一条の表十五の六の項中「甲府市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 西桂町 山中湖村 鳴沢村 小菅村 丹波山村」を「各市町村」に改める。

第二条の表十六の二の項中「忍野村」を「富士川町 忍野村」に改める。

第一条の表十九の四の項中「市川三郷町」を「中央市 市川三郷町 富士川町」に

改める。

第二条の表二十の二の項及び二十一の二の項中「早川町」を「早川町 富士川町」に改める。

第二条の表二十二の四の項中「甲州市」を「甲州市 中央市」に、「身延町」を「身延町 南部町」に、「丹波山村」を「小菅村 丹波山村」に改める。

第二条の表二十二の六の項中「甲斐市」を「北杜市 甲斐市」に、「市川三郷町」を「中央市 市川三郷町 富士川町」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「早川町」を「早川町 富士川町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の表一の項、一の二の項、十の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十九の四の項、二十二の四の項及び二十二の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、一の二の項、十の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十九の四の項、二十二の四の項及び二十二の八の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八号

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例

山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三章 不服申立て

第一節 諮問等(第十九条の二 第二十二條)

第二節 情報公開審査会(第二十三條・第二十四條)

第三節 審査会の調査審議の手續(第二十五條 第三十一條)

目次中

を「第三 第四

第四節 答申の尊重義務(第三十二條)

第四章 情報公開制度運営委員会(第三十三條)

不服申立て(第十九條の二 第二十二條)

情報公開審査会(第二十三條 第三十四條)に、「第三十四條 第四十條」を「第三十五條 第四十一條」に、「第四十一條」を「第四十二條」に改める。

第三章第一節から第四節までの節名及び第四章の章名を削る。

第二十二條の次に次の章名を付する。

第四章 情報公開審査会

第二十三條の見出しを「(設置及び組織)」に改め、同条第一項中「第二十條の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため」を「次に掲げる事務を行うため」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十條の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議すること。

二 情報公開制度に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うこと。

第二十三條第八項から第十項までを次のように改める。

8 第一項第二号に規定する事項のうち専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に専門委員八人以内を置くことができる。

9 第三項の規定は、専門委員について準用する。

10 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときには、解任されるものとす

る。

第二十三條第十一項から第十三項までを削る。

第三十三條を削り、第三十二條を第三十三條とする。

第三十一條を削る。

第二十九條中「行う」の下に「不服申立てに係る」を加え、同條を第三十一條とし、

第二十四條から第二十八條までを二條ずつ繰り下げ、第二十三條の次に次の二條を加える。

(会長)

第二十四條 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十五條 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四十一条を第四十二条とし、第五章中第四十条を第四十一条とし、第三十四条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げ、第四章中第三十三条の次に次の一条を加える。
(規則への委任)

第三十四条 第二十七条から前条までに定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に山梨県情報公開審査会の委員に任命されている者の任期は、山梨県情報公開条例第二十三条第四項の規定にかかわらず、同日までとする。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

山梨県情報公開審査会の委員
山梨県情報公開制度運営委員会の委員及び
専門委員

を「山梨県情報公

開審査会の委員及び専門委員」に改める。

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第九号

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

山梨県住民基本台帳法施行条例(平成十四年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とする。

第六条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。
(本人確認情報を利用することができる事務)

第二条 法第三十条の八第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表のとおりとする。
附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換えに関する事務であつて規則で定めるもの
二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)による県税の犯則事件の調査に關する事務であつて規則で定めるもの

三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)による採石業者の登録又は登録事項の変更に係る届出に関する事務であつて規則で定めるもの

四 山梨県恩給条例(昭和二十八年山梨県条例第六号)による年金である給付の支給に關する事務であつて規則で定めるもの

五 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)による県税の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。)に關する事務であつて規則で定めるもの

六 山梨県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年山梨県条例第四十五号)による看護職員修学資金の貸与に關する事務であつて規則で定めるもの

七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に關する事務であつて規則で定めるもの

八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に關する事務であつて規則で定めるもの

九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に關する事務であつて規則で定めるもの

十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に關する事務であつて規則で定めるもの

十一 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)による砂利採取業者の登録又は登録事項の変更に係る届出に關する事務であつて規則で定めるもの

十二 山梨県心身障害者扶養共済条例(昭和四十五年山梨県条例第四号)による年金の支給に關する事務であつて規則で定めるもの

十三 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第一号)によ

る家賃、駐車場に係る使用料その他の費用又は過料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

十四 山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）による家賃、駐車場に係る使用料その他の費用又は過料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

十五 山梨県医師修学資金貸与条例（平成十九年山梨県条例第三十二号）による医師修学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一、六二七人」を「一、六三四人」に、「一、九三八人」を「一、九四五人」に改める。

附則第三項中「千六百四十二人」を「千六百四十九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十一号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文中「その」を「人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないと、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が

低いと認められるときは、その」に、「百分の七十」を「百分の百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に、「当該一般」を「一般」に改める。

第五条中「附則第六項」を「附則第五項」に、「附則第八項」を「附則第七項」に改める。

第六条の見出し中「の種類」を削り、同条中「その」を「その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないと、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十二号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中十七の項を二十五の項とし、十六の三の項を二十四の項とし、十六の二の項を二十三の項とする。

別表十六の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同項を同表二十の項とし、同項の次に次の二項を加える。

二十一 法第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	熱回収産業廃棄物処理施設認定申請手数料	三万三千元
二十二 法第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定	熱回収産業廃棄物処理施設認定	二万円

する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査

更新申請手数料

別表中十五の項を十九の項とし、三の項から十四の項までを四項ずつ繰り下げ、二の三の項を六の項とし、二の二の項を五の項とし、二の項の次に次の二項を加える。

三 法第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	熱回収一般廃棄物処理施設認定申請手数料	三万三千元
四 法第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	熱回収一般廃棄物処理施設認定更新申請手数料	二万円

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十三号

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例（昭和五十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）及び」を削り、「養護老人ホーム」の下に「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項の障害者支援施設」を加え、同条第二項を削る。

第二条中「前条第一項」を「前条」に改める。
第九条を第十条とする。

第八条第一号中「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同条を第九条とする。
第七条第一項を次のように改める。

特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者は、介護保険法第四十一条第四項第二号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を利用料金として納付しなければならない。

第七条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者は、介護保険法第五十三条第二項第二号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を利用料金として納付しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額を利用料金として納付しなければならない。

一 生活介護を行う事業を利用した者（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の規定による措置に係る者を除く。）

二 短期入所を行う事業を利用した者（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置に係る者を除く。）又は障害児（児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第四条第二項に規定する障害児をいい、同法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）

三 施設入所支援を行う事業を利用した者（知的障害者福祉法第十六条第一項の規定による措置に係る者を除く。）

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、
第五条第二号中「第一条」を「第四条」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（業務）
第四条 センターは、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

一 老人福祉法第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う事業

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項の特定施設入居者生活介護（第八条第一項において「特定施設入居者生活介護」という。）を行う事業

三 介護保険法第八条の第二十一項の介護予防特定施設入居者生活介護（第八条第二

項において「介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を行う事業
 四 障害者自立支援法第五条第六項の生活介護（第八条第三項第一号及び別表において「生活介護」という。）を行う事業
 五 障害者自立支援法第五条第八項の短期入所（第八条第三項第二号及び別表において「短期入所」という。）を行う事業
 六 障害者自立支援法第五条第十一項の施設入所支援（第八条第三項第三号及び別表において「施設入所支援」という。）を行う事業
 別表を次のように改める。
 別表（第三条関係）

区分	利用者の資格
一 養護老人ホーム	視覚障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表の第一号に掲げる障害がある者をいう。次項イ及び三の項イにおいて同じ。）であつて、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により措置されたもの
二 障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援を行う事業に関する業務に限る。）	イ 視覚障害者であつて、児童福祉法第六十条の五の規定により障害者支援施設に入所すること若しくは障害福祉サービスを利用することが適当であるとして児童相談所長が市町村長に通知した児童であるもの又は知的障害者福祉法にいう知的障害者（十八歳以上である者に限る。次項イにおいて同じ。）であるもの ロ その他知事が特に必要と認めたる者
三 障害者支援施設（短期入所を行う事業に限る。）	イ 視覚障害者であつて、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児であるもの又は知的障害者であるもの ロ その他知事が特に必要と認めたる者

附 則

- （施行期日）
 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
 （経過措置）
 2 この条例の施行の日前の山梨県立青い鳥福祉センターの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

山梨県立自然公園条例及び山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十四号

山梨県立自然公園条例及び山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例
 （山梨県立自然公園条例の一部改正）

第一条 山梨県立自然公園条例（昭和三十三年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十九条」に、「第十三条 第十九条」を「第二十条 第二十六条」に、「第二十條 第二十五条」を「第二十七條 第三十二條」に、「第二十六條 第三十一條」を「第三十三條 第三十八條」に、「第三十二條 第三十四條」を「第三十九條 第四十一條」に、「第三十五條 第三十九條」を「第四十二條 第四十七條」に改める。

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「ともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第二号中「施設」を「事業」に改める。

第七条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「又は公園事業」を削り、「公示」の下に「かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し」を加え、同項を同条第二項とする。

第八条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に、「及び公園事業の廃止及び変更」を「を廃止し、又は変更したとき」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十九条中「第三十五条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十八条第七号中「第三十二条第五項」を「第三十九條第五項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第十九條第一項」を「第二十六條第二項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第十九條第一項第一号」を「第二十六條第一

項第一号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第十七条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十五条第五項」を「第二十二條第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十五条第一項の規定による」を「第二十二條第一項の規定に違反して」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第四十五條とする。

一 第十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十七條中「第十五條第二項又は第二十九條」を「第十一條、第二十二條第二項又は第三十六條」に、「処分」を「命令」に改め、同条を第四十四條とする。

第三十六條第二号中「第十四條」を「第二十一條」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第十三條第四項」を「第二十條第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加え、同条を第四十三條とする。

一 第十條第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第十條第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第三十五條中「第十六條第一項」を「第十五條第一項又は第二十二條第一項」に改め、同条を第四十二條とする。

第六章中第三十四條を第四十一條とする。

第三十三條第一項中「第十三條第四項」を「第二十條第四項」に、「第十四條」を「第二十一條」に、「又は第十五條第二項」を「、又は第二十二條第二項」に改め、同条第二項中「第三十二條第一項」を「前條第一項」に改め、同条を第四十條とする。

第三十二條第一項及び第二項中「当該職員をして」を「その職員に」に改め、同条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第三十九條とする。

第五章中第三十一條を第三十八條とし、第二十六條から第三十條までを七條ずつ繰り下げる。

第二十五條中「第二十三條」を「第三十條」に改め、第四章中同条を第三十二條とする。

第二十四條中「第二十條第二項」を「第二十七條第二項」に改め、同条を第三十一條とし、第二十三條を第三十條とする。

第二十二條中「第二十條第五項」を「第二十七條第五項」に改め、同条第二号中「第

二十條第三項各号」を「第二十七條第三項各号」に改め、同条を第二十九條とし、第二十一條を第二十八條とする。

第二十條第一項中「第二十六條第一項」を「第三十三條第一項」に、「第二十七條第一号」を「第三十四條第一号」に改め、同条を第二十七條とする。

第十九條第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第三章中同条を第二十六條とし、第十八條を第二十五條とする。

第十七條の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項中「第十三條第四項」を「第二十條第四項」に、「第十五條第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条第二項中「第十三條第四項、第十五條第二項」を「第二十條第四項、第二十二條第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「第十三條第四項各号若しくは第十五條第一項各号」を「第二十條第四項各号若しくは第二十二條第一項各号」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十四條とする。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六條第一項中「第十三條第四項」を「第二十條第四項」に、「第十四條」を「第二十一條」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十三條とする。

第十五條第七項第二号中「第二十條第一項」を「第二十七條第一項」に改め、同条を第二十二條とし、第十四條を第二十一條とする。

第十三條第四項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際、既に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は「行つ行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、同項第十一号中「（以下この号において、指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動

物の放牧を含む。)

第十三条第四項中第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十三条第四項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十三条第六項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際、当該特別地域内において第四項各号に掲げる行為(同項第五号に掲げる行為を除く。)又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時に於いて既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第八項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧」を「木竹の植栽又は家畜の放牧(第四項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)」に改め、同条第九項第二号中「第二十条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二章中第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とし、第十条を第十七条とする。

第九条第二項中「(は)」の「下に」、規則で定めるところにより「を加え、同条第三項中「以外の者は」の下に」、規則で定めるところにより「を加え、同条第四項を次のように改める。

- 4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならぬ。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第二条第三号に規定する知事が定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類
- 三 公園施設の位置
- 四 公園施設の規模
- 五 公園施設の管理又は経営の方法
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第九条に次の六項を加える。

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならず、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第九条を第十条とし、同条の次に次の六条を加える。

(改善命令)

第十一条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があるときは、第十条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第十二条 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、

その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第十三条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十四条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第十条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第十条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第十条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第十条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十一条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第十条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十五条 知事は、第十条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原

状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ県公報で公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、第十条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八条の次に次の一条を加える。

(公園事業の決定)

第九条 自然公園に関する公園事業（以下「公園事業」という。）は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

本則に次の一条を加える。

第四十七条 第十条第九項、第十三条又は第十四条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第十条第三項の認可を受けた者に限る。）は、五万円以下の過料に処する。

(山梨県自然環境保全条例の一部改正)

第二条 山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ことにより、」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第五条第三項中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第六条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加え、同項第八号中「行なう」を「行う」に改める。

第八条第一項中「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改める。
第十条第二項中「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同条第五項中「きく」を「聴く」に改める。

第十二条の二第一項中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「施設」を「事業」に改める。
第十三条第三項ただし書中「当該特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際」を「当該行為が規制されることとなつた時において」に改め、同項に次の四号を加える。

五 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
六 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

七 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第十三条第七項中「特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に当該特別地区内において第三項各号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改める。

第十四条第三項ただし書及び第五項中「行なう」を「行う」に改める。
第十四条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改める。

第十五条第一項中「第十三条第三項各号」を「第十三条第三項第一号から第四号まで」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。
第十六条第一項中「第十三条第三項各号」を「第十三条第三項第一号から第四号まで」に、「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第十七条第一項中「とるべき」を「執るべき」に改める。
第十八条中「付せられた」を「付された」に改める。

第十九条中「付せられた」を「付された」に、「とるべき」を「執るべき」に改める。

第二十条中「行なう」を「行う」に改める。
第二十一条中「とるべき」を「執るべき」に改める。
第二十二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改める。
第二十三条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「行なう」を「行う」に改める。

第二十四条中「とらなければならぬ」を「執らなければならぬ」に改める。
第三十二条第一項中「行なわれている」を「行われている」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第三十四条第一項中「付せられた」を「付された」に改める。
第三十六条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「付せられた」を「付された」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第四項中「一」を「いづれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)
1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

(山梨県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)
2 第一条の規定による改正後の山梨県立自然公園条例第十五条の規定は、この条例の施行の日以後に第一条の規定による改正後の山梨県立自然公園条例第十条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(山梨県景観条例の一部改正)
3 山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第十三条第七号中「第九条第三項又は第十条第三項」を「第十条第三項又は第十六条第三項」に、「第十三条第三項又は第十四条第三項」を「第二十条第三項又は第二十一条第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第十号中「第九条第三項」を「第十条第三項」に、「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に、「第十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)
4 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項第五号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第九

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一富士吉田団地の項を削る。

別表第二楡形小笠原団地の項の次に次のように加える。

高根南団地	北杜市
-------	-----

別表第二勝沼下岩崎団地の項の次に次のように加える。

富沢団地	南巨摩郡南部町
------	---------

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県新しい公共支援基金条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十七号

山梨県新しい公共支援基金条例

（設置）

第一条 県民及び民間の団体が地域における課題の解決を図る目的をもって県又は市町村と協働して行う活動を支援するため、山梨県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十八号

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

山梨県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十九号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

六 児童虐待の防止対策の強化を図るための事業

附則第三項を削り、附則第四項中「同項第四号及び第五号の」を「同項各号（第三号を除く。）に掲げる」に改め、同項を附則第三項とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十号

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(処分等)」に改め、同条中「ため」の下に「次に掲げる事業」を加え、同条に次の各号を加える。

一 次号に掲げる事業以外の事業

二 うつ病に係る医療を提供する体制を強化するための事業

第六条に次の一項を加える。

2 前項各号の事業に係る経理については、それぞれ他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年度末における精算等)

3 第六条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の事業に係る経理については、平成二十四年三月三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十一号

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成二十二年山梨県条例第五号）の一部を

次のように改正する。
附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十二号

山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

山梨県妊婦健康診査支援基金条例（平成二十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十三号

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十四号

山梨県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例
山梨県中山間地域等直接支払基金条例（平成十二年山梨県条例第六十八号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十五号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中(十)を(主)とし、(三)から(九)までを(四)から(十)までとし、(二)の次に次のように加える。

(三) リニア交通局に関する事項

第二条第三号中「農政商工観光委員会」を「農政産業観光委員会」に改め、同号(一)中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第五条の規定により農政商工観光委員会の委員として選任されている者は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第五条の規定により農政産業観光委員会の委員として選任された者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、新条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。